

令和8年山形県教育委員会3月臨時会の会議結果について

令和8年3月24日
教 育 局

- 日 時 令和8年3月24日(火)午後2時～午後3時8分
○場 所 山形県庁舎 教育委員室
○出席委員等 須貝教育長、工藤委員、和田委員、丹治委員、手塚委員
○報 告

報 告		担 当 課
(1)	山形県幼児教育推進ビジョンについて	義務教育課
	本県における幼児教育の推進に関する基本的な方向性を示すものとして策定された、「山形県幼児教育推進ビジョン」について報告がありました。	
(2)	山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインについて	学校体育保健課
	部活動改革及び地域クラブ活動に関する方向性を示したものとして策定された、「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」について報告がありました。	

- 議 事 原案のとおり可決されました。

議 案		担 当 課
議第1号	山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
	令和8年度組織改編に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第2号	山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課
	令和8年度組織改編に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第3号	特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課
	令和8年度組織改編等に伴い、本規則の規定を改正することを決定しました。	
議第4号	教職員の人事について	教職員課
	次のとおり職員の懲戒処分を行うことに決定しました。 ・交通違反（無免許運転） 停職1日(※)：1名 ※基準では停職6月が適用されるが、停職期間を被処分者の任期の最終日（令和8年3月25日）までとするもの。 ・飲酒運転自転車への同乗 停職6月：1名 ・占有離脱物横領 減給10分の1 6月：1名 ・交通違反（暴走運転） 減給10分の1 2月：1名	

※議第4号は人事に関する案件であるため、秘密会で審議されました。

以 上